

平成29年 7月 1日

農業農村整備事業における工事一時中止に係るガイドラインについて

農業農村整備事業における工事一時中止に係るガイドラインについては、県土整備部策定〔三重県工事一時中止に係るガイドライン（平成29年7月）〕を適用することとしましたのでお知らせします。

ただし、増加費用の積算については、別紙により算出することとします。

事務担当

三重県農林水産部

農業基盤整備課

農業基盤企画班

TEL: 059-224-2556

別 紙

工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いの運用

第1 局長通達第1について

- (1) 「長期にわたって中止させた」とは、発注者が工事を一時中止する必要があることを認め、このことを書面で受注者に通知し、工事を一時中止させたものをいう。
- (2) 「著しい増し分費用」とは、工事請負契約書第20条第3項に規定する工事現場の維持管理に要する費用等、工事の一時中止に伴う増加費用とする。

第2 局長通達第6について

増し分費用の積算は、局長通達第6によるほか、次に示す方法により行うものとする。

1 現場における増し分費用

(1) 材料費

ア 材料の保管等の費用

保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

イ 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

(2) 労務費

ア 工事現場の維持に必要な労務費

現場に常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

イ 他職種に転用した場合の労務費差額

本来の職種外の作業に従事した場合の労務費差額は、次式により算定する。

労務費差額＝延人員×(本来職種労務単価－従事した職種労務単価)

なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。

(3) 機械経費

工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

機械存置費＝中止期間×供用1日当り損料

(4) その他

ア 直接工事費に計上されている材料の損料

次式により算定する。

材料損料＝中止期間×供用1日(又は1月)当り損料

イ 仮施設等の損料等

(ア) 仮施設の損料

次式により算定する。

仮施設の損料＝中止期間×供用1日(又は1月)当り損料

なお、仮施設の維持補修費は、必要に応じて計上する。

(イ) 仮設材料の損料

(ア)に準じて算定する。

ウ 工事現場の維持のために新たに必要になった仮施設等に要する費用を積算基準により算定する。

(5) 事業損失防止施設費

(4)イ(ア)に準じて算定する。

(6) 準備費

工事現場で必要とされた各作業に対し、次式により算定する。

準備費＝延人数×職種別労務単価

(7) 技術管理費

(5)に準じて算定する。

(8) 営繕損料

元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

営繕損料＝中止期間×供用1日(又は1月)当り損料及び維持補修費

(9) 役務費

元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

(10) 安全費

元設計において積上げ計上されている既存の安全施設等に係る費用は、次式により算定する。

$$\text{安全費} = \text{中止期間} \times \text{供用 1 日 (又は 1 月) 当り損料}$$

(11) 従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持管理のため現場に常駐する従業員に支給する給料手当

次式により算定する。

$$\text{常駐従業員給料手当} = \text{常駐日数} \times \text{基準日額}$$

基準日額は、作業日報及び給与明細等を基に算定する。

2 本支店における増し分費用

本支店における増し分費用は、元設計の費用に工事中止に伴う増加費用等を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定する。